

令和5年度国立大学法人等施設整備に関する検討会(第3回)において、「今後検討予定」としていた、PFI 事業における不採択事業を翌年度以降に再度概算要求する場合の国立大学等の負担軽減策について、令和6年度 PFI 検討会で審議し、今後、以下の内容を国立大学法人等に周知する予定。

PFI 事業における前年度不採択事業の留意事項について

国立大学法人等施設において、施設整備費補助金を財源として実施する PFI 事業について、総合評価で S 判定を受けた事業であるにも関わらず、予算の都合により PFI 事業として選定されなかった事業等（総合評価で A 判定以下の評価を受けた事業を含む。以下「不採択事業」という。）の取扱いについては、令和5年12月25日付けの事務連絡「PFI 事業の評価基準の見直し等及び留意事項について」において、全国の国立大学法人等に対して周知しているところです。

不採択となった翌年度以降の概算要求において不採択事業を再度提出する場合、改めて導入可能性調査を実施することは国立大学法人等の負担が大きいため、以下の点にご留意いただくようお願いします。

【留意事項】 導入可能性調査の実施について

- ・「国立大学法人等における PFI 事業の考え方」（別紙1）に記載の通り、PFI 事業の要求を行う際、必ずしも導入可能性調査を実施する必要はないが、少なくとも「民間事業者や金融機関等へのヒアリング」及び「VFMの算定」の情報を更新いただきたい。
- ・その際、平成26年6月に公表された「地方公共団体向けサービス購入型PFI事業実施手続き簡易化マニュアル」※の活用や、有識者へのヒアリングにより国立大学法人等自らによるVFMの算定等の調査も可能とする。
- ・ただし、簡易VFMを用いる場合でもPSCの積算は不採択となった年度と同等の精度で行うこと。

※：内閣府HP参照 https://www8.cao.go.jp/pfi/pfi_jouhou/archive/hourei/tsuutatsu/26fy/pdf/tetsudukikanika-manual.pdf

【参考1】事務連絡「PFI 事業の評価基準の見直し等及び留意事項について」（令和5年12月25日付け）抜粋

3. その他留意事項

- (2) 総合評価で S 判定を受けた事業であるにも関わらず、予算の都合により PFI 事業として選定されなかった事業については、翌年度の概算要求において、更新した資料を再度提出いただくとともに、翌年度の新規要求も含めて公平に評価及び順位付けを行う予定ですので、御留意ください。なお、翌年度に概算要求する場合、例えば、再度 VFM を算出する場合は簡易 VFM による算出でも認めるか否かなど、国立大学法人等の負担軽減策を今後検討する予定ですので併せて御留意ください。

【参考2】令和7年度国立大学法人施設整備費等要求書・同関係資料作成要領における PFI 新規の追加提出書類

- ① PFI 様式1、1-3（別紙2～3）

- ① PFI 事業の概要（事業概要、事業スケジュール、配置図、平面概略図・断面概略図、事業スキーム、PFI 事業の評価基準項目、導入可能性調査等）
 - ② 年度別支払予定表
 - ③ キャッシュフローの計算書
- 〔① 添付様式（**資料3**）、②～③ 様式自由〕